

千葉地方裁判所委員会（第 5 3 回）議事概要

千葉地方裁判所委員会

1 開催日時

令和 6 年 9 月 6 日午後 1 時 1 5 分から午後 3 時 3 0 分まで

2 開催場所

千葉地方裁判所大会議室（新館 1 0 階）

3 出席者

【委員】

安東章（委員長）、石山孝紀、亀山隆弘、小林俊明、坂本誠、龍野一郎、田村寛徳、本田晃（委員長代行）、宮嶋康明、守下実、安井恵津子、山下政嗣

【説明担当者】

千葉地方裁判所刑事首席書記官 東郷友整

千葉地方裁判所総務課課長補佐 児島明夫

【事務局】

千葉地方裁判所民事首席書記官、同刑事首席書記官、同事務局長、同事務局総務課長、同事務局総務課課長補佐

4 議事等

(1) 委員の紹介

本田委員長代行から、任命後初めての出席となる安東委員、小林委員及び田村委員が紹介された。

(2) 委員挨拶

委員就任に当たり、安東委員、小林委員及び田村委員から挨拶があった。

(3) 委員長選任

地方裁判所委員会規則 6 条に基づき、出席委員において新委員長の互選を行

【機密性 2】

い、全会一致で安東委員が委員長に選任された。

(4) 委員長挨拶

委員長就任に当たり、委員長から挨拶があった。

(5) 説明担当者による説明

「裁判員制度の概要」というテーマについて東郷刑事首席書記官が説明を行った後、「千葉地裁における裁判員制度に関する広報活動～若年層をターゲット～」というテーマで児島総務課課長補佐が説明を行った。

(6) 意見交換

(発言者：◎委員長、○委員、◇説明担当者)

◎ 今回の千葉地方裁判所委員会では、「裁判員の対象年齢引き下げに伴う若年層に対する広報活動について ～裁判員制度15周年を踏まえて～」というテーマに関して意見交換を行っていきたい。まずは先ほどの説明に対して、御質問等があれば伺いたい。

○ 裁判員裁判の対象の事件について、要件に該当する事件は全て裁判員裁判になるのか、その中でも選択されているのか。例えばひったくりだけがさせた強盗致傷罪はどの要件なのか。

○ 裁判員裁判になるかは法定刑で決まり、該当するものは全て裁判員対象ということになる。例外としては、例えば、裁判員の身に危険が及ぶような場合に対象外とする決定をすることができるという規定はある。

強盗致傷罪は、法定刑で無期懲役があるので裁判員裁判になる。傷害致死罪は故意の行為によって人を死に至らしめたということで対象になるので、どの要件に当たるかというのは法律の条文に当たってということになるが、該当するかどうか自体は簡単に決まる。

◎ 現在実施している広報行事について改善点とお気付きの点があれば伺いたい。広報行事の内容、実施時期、あるいは周知の時期、やり方、そうした事項について、裁判所外の視点から御意見をお伺いしたい。

【機密性2】

- 先ほど、高校生、大学生向けの講義の関係で、募集してもなかなか人が集まらないという話があった。私どもの事業所でも夏休み期間に子ども達に経済について学んでもらう企画を実施したところ、保護者の方も含めてとても関心が高かった。裁判所も「裁判ってなあに」のような企画を実施したらかなり反響があるのではないかと思う。
- ◇ 今年の夏休みは、小学生対象に模擬裁判や模擬評議を行う広報行事を開催し、好評をいただいた。その他にも、中学生以上を対象として模擬裁判や裁判所書記官の業務を体験する法廷見学ツアーを実施した。その際に裁判員制度のパンフレットの配布も行っている。
- 模擬裁判というのは非常にインパクトがあって、具体的に分かるので良いと思う。ただ、出前授業で学校等に出向く場合、事前の打合せなどができないため、模擬裁判の実施は難しいかもしれない。そこで、裁判員裁判や模擬裁判を分かりやすく、子供にも分かるように説明したような動画があれば、説明だけでなく裁判の具体的な流れが分かるため、学校等に出向く場合にはいいと思う。また、学生を裁判所に呼ぶのはとても難しいと思うので、学生の場合は大学なり高校なりに出向いていくのがよいと思う。その方がたくさんの方に周知徹底できると思うし、その際にやはり模擬裁判を見ていただくというのがとても効果的だと思う。
- 私も一度出前講義で話をしたことがあるが、その際は裁判員クイズを作成し、画面に示しながら行った。また、別の裁判官は、日本昔話を基にした裁判物を見せながら小学校で出前講義を行ったということもある。

それと、最高裁が最近作成した裁判員裁判の仕組みに関する動画が非常にわかりやすく、Y o u T u b e でも見ることもできるため、これを活用するのもありだと思う。
- 裁判員裁判の対象年齢引き下げに関して、確か10代の選出割合が0.6パーセントというのがあって、これをどうこうしていくかということが

【機密性 2】

課題になっていると受け止めているが、そもそも若い世代に裁判所が何を期待しているのかというところをまずお伺いしたい。

- 私の理解で言うと、裁判員制度というのは、幅広い層の人が集まって、多種多様な意見をぶつけ合って、より適切な結論を出すというのが一つの趣旨だと思う。したがって、余り隔たりがなく、若い人も年配の方も男性も女性も、あるいはハンデキャップがある人もない人も、お仕事が例えばブルーカラーの人もホワイトカラーの人も、いろんな人ができれば集まって意見交換できればいい。その意味で言うと、若い人だけがあまり理解がなくて参加できないというのはよろしくないんじゃないかと思う。ただ、私個人が思っているのは、特に若い人が理解がないとか、そういうことはあんまり感じておらず、選出割合が0.6パーセントとなっているが、これは元々母数が少ないこともある。若い人が裁判員になる割合が少ない理由を考えると、学生の方は学業が本分で、元々辞退事由があるので、そこは仕方がないと思う。
- 多様な視点で議論をするということを期待されてるということだが、裁判員制度が始まってから、裁判員の方の意見や指摘で実際に議論の流れが大きく変わったというケースはあるか。千葉県に限らなくても、全国でそういうケースがあれば、それも広報の中で取り入れていくことによって、もし選ばれたら自分も何かやりがいを感じられるような気持ちを持つことができるのではないかと思う。今回の配布資料の中の体験談を見ると、最初は不安だったけど周りの助けがあって何とかできたということが多く書かれていて、ちょっとアグレッシブな意見が若干少ないかなという気がする。若者は役立った感を大事にすると思うので、自分の一言、自分の発想、自分の素朴な疑問が裁判の流れを変えたみたいなケースがもしあれば、もちろん守秘義務があるので、具体的な事件というのはできないと思うが、例として紹介していくということもあると思う。自分がもし裁判員に選出

【機密性2】

されたら、法律の知識がないから聞いているだけになっちゃうかなと思うが、一般の人がやったことでより裁判の審理が真実に近づいたんだ、みたいになると少し気持ちも変わってくるかと思う。

- ◎ 裁判員裁判が導入されて、量刑で言うと従来の裁判官だけの裁判よりも事案に応じた量刑ということで幅が広がっている。大きな統計で言うとすごく大きく変わるわけじゃないが、客観的に少し変わっているところもある。そういった点を盛り込むことも考えられるので、検討していきたい。
- 配布の統計資料を見ると、裁判員裁判に参加したいかという間で、義務であっても参加したくないという人の割合が年齢を経るごとに高くなっているという実態がある。高齢になるにつれての浸透度合いが低下してる様子が見て取れるので、そういった層にも働きかけていくこと、複層的に、重層的にやっていくことが必要なんじゃないかと感じた。
- 私も配布の統計資料を見て、裁判員制度に前向きかどうかについて顕著な差があるのは、職業とか年齢よりも男性、女性といった性差なのかなと思った。この原因を分析した上で啓発活動をしたら意味があるんじゃないかと思う。
- 統計資料の裁判員裁判に参加したいかという間で、義務であっても嫌だというところが6割から7割ぐらいある一方で、経験者の回答では参加してよかったというのが九十何パーセントある。裁判員になると1日1万円以内で日当が支払われるということがあるので、いろいろ活動した分、見返りがあるんだなというところもきちんと広げていくと、10パーセントぐらいは上がるんじゃないかと感じた。

それとベタな意見になるが、やはりSNSを活用して裁判所の方から発信することで、他のアカウントが裁判所のアカウントをリポストして広げていくという形もあると思う。インフルエンサーを使ったりということは予算の関係で難しいと思うが、いろんなテーマとか話題に対して反応して

【機密性2】

いくことで広がっていくこともある。SNSなどを使用しているのは人口に比例しており、若者だけが多いというわけでもないので、新しい広報手段として考えてみるのもいいと思う。

- 少年法が改正されて、18歳、大学に入ると成人だと言いながら、十分なことを知っていない状況で大学に入って、いろんなトラブルに巻き込まれる子も多い。そういう点は、むしろ20歳だった頃に比べて守れなくなっているところも多いので、そういう人たちのリテラシーをどう上げるかというのは非常に興味を持っている。

また、先ほど学生の辞退の話があったが、確かに免除されると思うが、大学としては、その中で希望する学生が多分出ると思うので、それについてはポジティブに対応したいと考えている。ただ、実習の場合など、休んだ場合の代替手段が保証できない場合には対応できない場合もあるかもしれない。質問として、学生から裁判員裁判に参加したいと申出があった際、初めから裁判の期間が分かっているものなのかどうか。見通しがある程度分かっているということも学校にとっては非常に重要なことだというふうに思うので。

それと、広報については、YouTubeでも、そういうコンテンツを大学にも提供いただければ、ガイダンスとかいろいろなところで大学としても利用できると思う。

- 裁判の期間に関する御質問については、前の年の11月の段階で、翌年に裁判員として呼ばれる可能性がある方については、候補者名簿に載ったという通知がいき、この段階で、学生を理由として辞退することもできる。そこで辞退しないと、次は具体的な事件について、その事件ごとに数を決めて候補者の方を呼び出すことになる。この段階ではもう期日は決まっているので、何月何日から何日間裁判所にお越しいただく必要がありますということで、候補者の方に通知して、その段階で、この日程なら行けない

【機密性2】

という方はそれで辞退申出ができるし、この日程なら何とか調整できるという方は裁判所にお越しいただけると選任手続ということになる。千葉では裁判の8週間前にこの通知をするので、8週間後の日程を見ていただくことになる。ただ、直近になって駄目だという場合は、その段階で辞退がさらにできるし、可能な方は選任手続でくじで選ばれたら裁判員とか補充裁判員になる。このとおり、日程は事前に分かる。例えば台風などでリスケジュールをすることもあるが、それは例外的である。

- 基本的には代替講義などで対応することは十分可能だと思っているが、外部実習等、全て対応できるわけではない。ただ、社会人の使命として、大学側もサポートしたいと考えている。
- 18歳、19歳の方々もそれなりに裁判員制度については関心があると思う。出前授業については、千葉地裁の裁判官、書記官の方々に一生懸命やっけていただいているので、学校側でできるだけ周知して、学生に出席させたいと思う。また、大学では裁判員になった際の公欠の手続がルール化されていないというのが最近の新聞でも記事になった。この点は大学側が検討しなければいけないと思う。

また、出前授業に関しては、ウェブ会議ツールの録画機能などを利用して、録画を学校説明会などでまた使用するなどして広めていけば、行き届いて広報できるのではないかと思う。

- 裁判所の広報行事に参加している学生は、広報行事に参加していなくても実際に裁判員として呼ばれたら行くような学生なのではと思う。本当に働きかけるべきは、関心がなく、広報行事に出てこない層だと思う。私の事業所でも学校の授業の一環として全員に聞いてもらおうといった工夫をしたりしているが、中々難しい。去年は、普段から関係の深い企業にも御協力をいただいて、学生にその企業に行ってもらい、話を聞いてもらおうという取組みを行ったが、例えば裁判所とも何か協力して実施できることがあ

【機密性2】

るかもしれないと思った。

- 高齢になるほど、裁判員になりたくないという人の割合が高くなるというご指摘については、年を取ってだんだんそうなったというわけではなく、その年代は、刑事事件については、専門家である裁判官に任せていた時代を長く経験していることによって、そうした意識があるのではないかと思う。

裁判員になりたくないという割合が女性の方が高いのは、殺人事件の裁判などでは、女性は、残虐な場面を見たり聞いたりしたくないという意識がより強いためではないかと思う。知識不足が原因というわけではないので、特に女性をターゲットに啓発する必要はないと思う。

そういう意味では、若い世代を啓発して理解を深めてもらえば、その人たちがやがて大人になっていって、理解ある人が増えていくと思う。ターゲットは、大学生位の世代を対象に行い、学校等に協力を依頼して、模擬裁判等を録画するか、もし既にあるのであればそれを使って、動画で見ってもらうのが効果的ではないかと思う。小中学生に対しては、裁判員制度より、身近な経済や、民法や消費者法等、他に必要な啓発を優先すべきと考える。

- 学校の授業の中で学んでいくというのは記憶に残ると思う。裁判というのは日本では非常に長い、それから怖いというイメージが強いと思う。若いうちから啓発するには、欧米にならえば、自衛策になるという部分だと思う。いろんな誘惑だとか、罠なんかがいっぱいあって、自己責任的な話も非常に多くなってきている。もう子供のうちから裁判とか訴訟に興味を持って、何かあったら自分で行動して、自分の身を自分で守っていくというような意識を教職員の方々や親御さんにも持ってもらう。身近なトラブルの解決策として、包括的な意味で法に対して興味を持っていただくというようなことを社会全体で進めていくのが必要かなというふうに感じてい

【機密性 2】

る。

- 委員の皆様は裁判所が作成しているパンフレットなどをどうご覧になるのか、また、インパクトのある言い回しなどないものか、伺いたい。
- どういうところにチラシを送付しているのか伺いたい。
- ◇ 今回配布している資料は、県内の大学や高校に直接送付したり、教育委員会から展開していただいたりという形で送付している。
- 相手方に個人的に知り合いとかそういう人がいて、その人が責任を持って配ってアナウンスしてくれるというふうになればいいが、そこまではいっていないか。
- ◇ そこまではいっていない。ただ、学校の先生の団体へは送付している。
- 送付先の教員なり職員なりが責任を持ってアナウンスしてくれるのが一番効果的だと思う。また、出前授業はオンラインで実施した方が参加者は増えると思うので、そこも工夫したらいいと思う。
- パンフレットについては、難しい言葉を避けており、分かりやすい内容だと思う。一つ感じるのは、どちらかといったら裁判所が伝えたい内容が書いてあるように感じる。参加するとどんなことが得られるのか、例えば法律の知識が得られますよとか、そういったことが書いてあるとより参加しやすくなるという印象を持った。
- ◎ 様々な御意見をいただき、感謝申し上げます。いただいた御意見を踏まえて、新たな企画もしていきたいし、日頃の活動にも生かしていきたい。

(7) 次回委員会期日

次回の委員会は、令和7年2月4日を開催候補日とすることとした。

(8) 次回の意見交換テーマ

次回の意見交換テーマを「裁判所のデジタル化について～民事訴訟手続を中心に～」と決定した。

以 上